

令和6年度 第2回国分寺市介護保険運営協議会 会議録

令和6年7月23日（火）

午後6時30分～午後7時50分

いずみプラザ 講座室

協議会次第

- 1 開会
- 2 議題
 - ①地域密着型サービス事業所の指定について（資料1）
- 3 報告
 - ①令和5年度介護保険事業決算報告について（資料2）
 - ②介護保険事業計画サービス見込量進捗管理票（令和5年度）について（資料3）
 - ③令和5年度介護保険に関する苦情概要について（資料4）
 - ④令和5年度介護支援ボランティア制度の実施状況について（資料5）
 - ⑤令和5年度介護未経験者研修費用補助金交付事業の実施状況について（資料6）
 - ⑥令和5年度介護サービス相談員活動報告について（資料7）
 - ⑦公設民営介護保険事業所の機能の見直しについて（資料8）
 - ⑧令和6年度介護保険制度改正について（資料9）
 - ⑨隣接市の地域密着型サービス事業所の指定について（資料10）
 - ⑩その他
- 4 閉会

出席者等（敬称略）

会 長…… 橋本 正明

副会長…… 山口 光治

委 員…… 岡部 正行、干場 薫、青木 千佳子、横田 剛一、北山 奈穂子、
鈴木 さおり、八木 亜希子、清水 桂司、前出 禎造、小川 恵一郎、
加地 裕武、奥山 尚、富井 友子、

事務局…… 福祉部長（玉井）、高齢福祉課長（澤田）、地域包括ケア担当課長（土井）、計画・事業推進係長（清水）、介護保険係長（木田）、介護保険担当係長（佐瀬）、計画・事業推進係（杉本）、計画・事業推進係（大嶽）

1 開会

省略

2 議題

① 地域密着型サービス事業所の指定について

橋本 会長… それでは、地域密着型サービス事業所の指定について、事務局、御説明をお願いいたします。

木田 係長… こちらについては、資料1のとおり、デイサービスセンターやわらぎ・国分寺の指定更新という案件になります。指定の更新になりますので、説明は省略させていただきます。

私からは以上となります。

橋本 会長… ありがとうございます。指定更新でございますので、その旨、お含みおきください。何か御質問ございますでしょうか。

干場 委員… 従業者の員数ですが、生活相談員、介護職員、機能訓練指導員も兼務となっていて、これを見ると、兼務されている方が多いということで、実際に働いていらっしゃる方はこの数よりも当然少ないのだらうと思います。

その辺、少ない人数で、この地域密着型サービスの事業をできているのかどうか、それを確認したいということです。

あと、利用定員12人となっておりますが、これは1日12人なのか、この事業所を利用できる人が全体で12人なのか、基本的な質問で申し訳ないのですが、説明していただくと助かります。

橋本 会長… それでは、事務局より御説明よろしくをお願いいたします。

木田 係長… 人員については指定の基準というものがございまして、基準上、兼務が可能となっている場合には、その辺は確認をした上で基準を満たしているものがございます。

それから定員については、1日当たり12人受け入れられるということでの定員になります。

橋本 会長… 登録数ではなく、1日当たりの定員ですよね。

木田 係長… はい。

干場 委員… 兼務が可能であるというのは、この書類からは当然理解できるのですが、ここの事業所で実際に何人働いているのかというのは、市として把握していないということですか。

木田 係長… 申請書の添付書類の中に勤務一覧表がありますので、どの方が勤務しているかということは確認してございます。

橋本 会長… 勤務表も提出してもらうのですよね。

木田 係長… はい。勤務表を出していただくので、その職種の方が、何人いるのかといったところは確認しています。

- 橋本 会長… それぞれの日にちに何人出勤しているかということをお知りになりたいということだと思のですが、そこまでは分かりませんか。定員が12人だから、12人に対する職員の数。
- 木田 係長… 基準では、常勤換算という考え方がございまして、1日8時間、複数の職員でシフトを組んで、その8時間誰かしらが勤務する体制であれば、常勤換算としては1になりますので、それを満たすかどうか確認しています。
- 干場 委員… そうすると、その職場で働く人はたくさんいますが、1日に常勤として勤務する人は1人で、兼務している人が2人とか、そういう意味ですか。シフトを組むとおっしゃいましたが、例えばその事業所で働いている人が8人いて、8人のうち今日出ている人は2人だけとか、そういう意味ですか。2人のうちの1人は2つの職種を兼務しているといった意味ですか。
- 土井 課長… 例としまして、生活相談員は営業日には必ず1人はいなければいけないのですが、お1人だけを定めてしまいますと、その職員は休みが取れなくなってしまいますので、必ずどこの事業所さんも複数名で配置しています。専任の方がお休みの場合は、通常、介護職員として働いている方が、その日に限っては相談員として配置されるということがありますので、必ず営業日には1人配置しているか、その確認をしているという状況でございます。
- 干場 委員… 市としては、全体で何人がその事業所で働いているかは分からないが、営業日には必ず1人いることを確認している、そういう意味ですか。
- 土井 課長… はい。4週間分の勤務一覧表を提出していただいて、日ごとに必要な職員が配置されているかという確認をしています。勤務一覧表には職員の方の名前が書いてありますので、把握はできております。
- 干場 委員… 分かりました。
- 橋本 会長… 基準上の必要人数が、生活相談員1、介護職員1、機能訓練指導員1となって、3人で出るということですよ。ただ、同じ人ということではなくて、それはシフトを組んでいて。だから出勤の数については、出勤表で確認しているということです。ちなみに兼務というのは、どの事業と兼務ですか。
- 土井 課長… おそらく、介護職員の方が生活相談員と兼務されているのかなという認識です。そういった形が地域密着型の通所事業の場合は多いです。
- 橋本 会長… とにかく常勤換算して、毎日事業があるときは生活相談員1人、介護職員1人、機能訓練指導員1人が出勤になっているということですよ。
- 土井 課長… はい。
- 橋本 会長… 全部で何人かというのは、これはまたちょっと別なことですが、事業を行うときには3人勤務しているということ、出勤表で確認をしているということでもあります。よろしいでしょうか。

岡部 委員… 私の質問も干場委員と同じところで、そこが気になっていたのですが、この様式第4号を見ても、この事業所には従業員が何人いるかというのが非常に分かりづらい。これを見ると兼務されているが、実際には何人でやっているのかというところを知りたかったのですね。

もし1人や2人だったら、その方たちに何かあったときに、カバーとかサポートといった体制はどうなっているのかというところを行政としてしっかり見ているのかというところが少し気になりました。

橋本 会長… 考え方というか、実際どうなっているか、お話しいただければと思います。

土井 課長… 繰り返しになってしまいますが、この日には何人勤務しているかという確認は必ずしております。時間単位で働いている方もいらっしゃるのですが、総数としては多くなりますが、基準上の必要人員は必ず配置しているかどうかの確認をこの書類ではさせていただいてまして、あとは、日ごとに、必ず毎日配置しているかという確認を、別の書類で行っているということになります。

橋本 会長… よろしいでしょうか。これはこの事業の承認ということで、出勤数などのくらいになるかということの確認をするわけですね。非常勤、常勤がありますが、とにかくその日にどのように勤務しているかということを出勤表でチェックするわけですね。事業所全体としてはもっと大きくなるが、それはここのところで問うているわけではなくて、この事業自体の運営がきちんとできる形になっているかどうかの承認ということになります。

岡部 委員… 利用者としては、正しいサービスを受けられているということになりますか。

橋本 会長… そうですね。それが基本ですよ。

岡部 委員… そうですね。

橋本 会長… では、そういうことで御了解いただければと思います。

岡部 委員… ありがとうございます。

橋本 会長… どうぞ、分からないところは遠慮なくどんどん御質問してくださって結構です。

そのほか何かございますか。それでは、議題1は御承認を頂けたということにさせていただきます。

あとは報告事項となります。報告の後、御質問があれば、どうぞ御遠慮なくなさっていただければと思います。

3 報告

① 令和5年度介護保険事業決算報告について

橋本 会長… 報告事項1、令和5年度介護保険事業決算報告について事務局よろしく

お願いします。

澤田 課長… 資料2を御覧ください。大変ボリュームがありますので、ポイントを絞って、やや駆け足になりますが御説明をさせていただきます。

まず、1ページを御覧ください。こちらは特別会計の決算概要となります。上の段の四角の囲み線、こちらに令和5年度の決算額がございまして、歳入が約96億円、歳出が約93億円という数字となっております。これより下の表につきましては、予算科目ごとの内訳となっております。

続きまして、9ページを御覧ください。前年度決算との比較の資料となっております。左の表の歳入の一番上、介護保険料につきましては、前年度比1.1パーセントの増となっております。こちらは65歳以上の第1号被保険者の方が収める介護保険料となりますが、被保険者数の伸びも約1パーセントですので、被保険者の人数が増えたことによる増と考えております。

右の表、歳出の上から2番目、保険給付費につきましては、対前年度比4.4パーセントの増となっております。

その下、地域支援事業費につきましては、大幅な減となっておりますが、令和5年度より一部の事業が重層的支援体制整備事業という名称に変わり、一般会計に移りましたので、こちらの分が特別会計の歳出から外れたことにより大幅な減となっております。

諸支出金につきましては、先ほど御説明したとおり、一般会計に移った事業がございまして、そちらに必要な財源のうち、介護保険料相当分を一般会計に繰り出す必要があるということで、こちらの数字が前年度と比較して増加しています。歳出の合計では2.7パーセントの増となっております。

歳入歳出の差引額につきましては、ページ右下の表にありますとおり、2億9,628万7,252円となっております。こちらの金額につきましては、令和6年度に精算を行う予定となっております。

10ページを御覧ください。右上の表、(2)決算剰余金というところに、先ほどお話した歳入歳出差引額と同じ金額が前年度繰越金という形で記載されています。介護保険につきましては、給付費に対する財源の割合が決められてございまして、保険料、それから公費の国、東京都、市町村、それぞれが負担します。

決算の最後に、各財源の超過分につきましては、返還するという形になっております。返還する額の具体的な金額につきましては、下の表にございまして、国へ約1億300万円、東京都へ約620万円、市が約7,500万円、その下の支払基金は、40歳から64歳の方が納める介護保険料分ですが、こちらの超過分が約480万円となっておりますので、これら

をそれぞれに返還するという形となります。

この表の一番上にあります介護保険料、こちらは第1号被保険者つまり65歳以上の方が納める保険料ですが、こちらにつきましては、介護給付費準備基金という基金に積立てを行うこととなります。保険料の財源の過不足があった場合には、この基金からの出し入れによって財源を調整するという仕組みとなっております。

先ほど申しました国、都の負担率につきましては、10ページの下を表を御覧いただければと思います。例えば、国の負担率につきましては、介護給付費のうち施設分は15パーセント、その他分、こちらは在宅を含めたサービスで20パーセントとなっております。負担割合により定めた負担額を超過した分につきましては返還をするということになります。

次の11ページにつきましては、介護給付費とは別に地域支援事業費というものがあり、こちらの精算額となっております、同様にそれぞれの負担割合を超過した分を返還するという形となります。

13ページを御覧ください。こちらは介護給付費準備基金の表となっております、先ほどの御説明のとおり、65歳以上の方が納めた介護保険料の決算剰余金について、基金に積立てを行っているという状況の表となります。

表の右端、年度末現在高の一番下、令和5年度末の時点で13億6,400万6,000円の基金残高となっております。第8期の3か年では、新型コロナウイルス感染症、こちらが長く続いた影響によりまして、介護給付費は計画と比較して数字が伸びなかったために、財源として使われなかった保険料が多くあったことから、3か年で4億円以上が基金に積み上がるという結果となりました。

現在、第9期の3か年においては、この基金の約半分を取り崩すことにより、保険料の基準額を第8期から据え置き、保険料を上げないという対応で計画をしております。

14ページを御覧ください。こちらは介護給付費の状況です。先ほどの繰り返しになりますが、令和5年度については、長く続いていた新型コロナウイルス感染症の影響がありましたが、5月に感染症法上の位置付けが2類から5類に変わったということで、市民活動が徐々に元の姿に戻りつつあるという過程で、介護給付費についても徐々にコロナ禍前に戻りつつある状況で、前年度比で見ますと100パーセントを超えているサービスが多くあるのですが、計画値との対比では下回っているものが多いため、その乖離が財源としての介護保険料を使わなかった部分、基金の積立額となって現れているという状況となります。

次の15ページにつきましては、要支援者に対するサービスの状況と

なっております。こちらも傾向としては同様の流れとなっております。

17ページ、こちらが令和5年度の事業計画の数値と実績との比較となっております。先ほど御説明いたしましたとおり、事業計画の数値と対比して、達成率100パーセントを切っているサービスが多くあります。

次の18ページは、要支援者向けのサービスの計画値の比較となっております。

次の19ページにつきましては、要介護認定の申請の受付数、認定調査件数で、令和4年度と比べますと、令和5年度につきましては、申請件数が大幅に減っております。特に更新申請の件数が大幅に減ったことが、その要因となりますが、こちらの影響としましては、更新認定の有効期間というもの、平成30年度には、それまで最長24か月であったものが、36か月になり、また、令和3年度には、さらに最長が48か月となって、更新のサイクルがかなり長くなったということもあわせて、こちらの影響により申請件数が下がったものと考えております。

ただ、この有効期間の延長が2回あったことで、更新申請の件数については大きな波が起こり得ると考えておまして、推移については注視をしている状況でございます。

21ページ以降については、給付実績の分析データを載せておりますので御覧いただければと思います。

23ページ、24ページについては、市が独自に実施する市町村特別給付となります。23ページにつきましては、送迎サービスといたしまして、市内を送迎のエリア外としているサービスを利用した場合について、こちらの送迎サービスを利用できるものとなっております。24ページの緊急ショートステイサービスにつきましては、緊急時に受入れができる体制ということで、市町村特別給付でサービスを実施しているものとなります。

次の25ページについては、支給限度基準額に対する居宅サービスの利用状況を表として載せてございます。

26ページは、第1号被保険者数の推移、次の27ページは、第2号被保険者数の推移となっておりますので、御参照をお願いいたします。

28ページは、介護保険料の徴収状況の表となっております。この表の上の段、特別徴収につきましては、年金からの天引きによる徴収をしておりますので、徴収率は100パーセントとなっております。

2段目の普通徴収につきましては、納付書や口座振替による徴収となっております。こちらの令和5年度の徴収率は95.1パーセント、前年度が95.0パーセントですので、前年度比で0.1ポイント上がっているという状況となっております。

保険料全体としては、令和5年度は99.3パーセントとなっております。

前年度が99.4パーセントでしたので、0.1ポイント下がっているという状況となります。

ここで普通徴収の徴収率が上がっているのに、保険料全体で下がるのはなぜかというところですが、最終調定額を見ますと、収入額で見た場合に、普通徴収の額が前年度比で約13パーセント伸びております。普通徴収の額が増えたということは、特別徴収と比較しますと徴収率が100パーセントを切りますので、どちらかという、徴収率を下げる要因となります。普通徴収の調定額の総額が増えたことにより、全体の徴収率が下がるという、逆転現象がここで起きているということを御説明としてさせていただきます。

次の29ページにつきましては、納付方法や還付の状況、また保険料の時効を迎えた件数である不納欠損数等の記載がございます。

30ページは、低所得者対策の状況で、下段（2）保険料の減免状況につきましては、東日本大震災の被災者の方、あるいは火災の被災者、生活困窮者に対して、保険料の減免を行っているということで状況を記載しております。

31ページにつきましては、利用料の減免状況となっておりますので、こちら御覧を頂ければと思います。

最後が32ページ、こちらは介護予防・日常生活支援総合事業で、要支援の方に対する訪問介護、通所介護について、こちらの総合事業のほうで対応しているという状況がございます。令和5年度の給付費の総額が、1億8,334万7,196円となっております。

資料にはありませんが、令和4年度の実績が1億6,770万1,369円ですので、前年度比で9.3パーセント増となっております。特に訪問型のサービス、A3と呼ばれるものと、通所型のサービス、A7というものが実績を大きく伸ばして、前年度と比較して大きく実績が上がっています。

大変駆け足な説明で申し訳ございませんが、決算状況についての説明は以上となります。

橋本 会長… 大変膨大な資料であります。財政と事業の実績の御報告でありました。これは御承知のように議会の承認が必要となる事項でありますので、私どもには報告ということで出ているわけでありまして、何か御質問があれば、どうぞ。

前出 委員… 1件質問したいのですが、17ページの事業計画との比較の中で達成率が100パーセントを切るサービスが多いのは、これはコロナの影響があったということなのでしょうか。

澤田 課長… 計画策定の段階では新型コロナウイルスはなかったのですが、計画を作り終えた段階ぐらいで、このような話になってきましたので、どうしても

利用控えがあったり、そもそも事業所が開設できないといった状況もあって、影響が続いたために、事業計画と比べると、利用の状況が思ったほど伸びなかったということになります。

前出 委員… でも、その中でも100パーセントを上回るサービスがあるというのは、比較的コロナの影響を受けない部分があったということですか。

澤田 課長… サービスの種類ごとにニーズも異なれば、影響の出方も違うということもあります。特にリハビリテーションは数字が非常に伸びています。短期入所については振れ幅が大きいので、数字が大きく前後するのですが、やはり需要の高いサービスがあれば、その基盤を整えるといったところも、計画との対比から見てとれるところでもあります。

前出 委員… 分かりました。ありがとうございます。

奥山 委員… 24ページの緊急ショートステイサービス実績ですが、利用が1件しかなかったということで、毎年このくらいの数だったのでしょうか。もっと緊急ショートを使う必要性があると、私はすごく思うのですが。

澤田 課長… もともと介護給付費の中で短期入所生活介護、短期入所療養介護がありまして、介護者の方が冠婚葬祭や、体調不良だったりといったところで、在宅での介護ができないときに、施設で短期間の介護を受けることが可能です。緊急ショートステイはあくまで緊急対応で利用することを想定しておりますので、実績自体は多くありませんが、このような体制があるということが、いざというときに頼っていただけるということで、事業としては継続しているものとなります。

奥山 委員… では、考え方としては、通常はショートステイが利用できるから、緊急ショートステイは使われない、そういうことになるのですか。

澤田 課長… 通常のサービス利用ができる場合には、そちらで対応していることがほとんどですので、こちらについては、例えば生活保護受給者の方で居場所がなくて困っている、そういう状況があったときに、緊急対応として活用することなどが想定されますので、通常は使われないものとなっております。

奥山 委員… そのために、使おうと使うまいと、ベッド確保費として施設にお金が入ってくるのですよね。

澤田 課長… そうなります。

奥山 委員… 例年そんなに使わないならば、もう少しベッド確保費を減らしてもいいかなと、ちょっと思ったところです。

澤田 課長… 費用対効果という部分で御指摘の要素はあるかと思いますが、本当に困った方の受け皿として、こういう体制があることが安心につながるというところで確保しているというところでございます。

奥山 委員… もう少し利用があってもいいかなと思います。実際に困っている人がい

るような気がして。

橋本 会長… 追加の質問ですが、利用想定は要介護認定を受けていない人ですか。それとも、受けている人なのですか。

澤田 課長… 介護給付のショートステイとは別に、市町村特別給付の緊急ショートステイがあり、また一般施策で生活支援ショートステイというものがあり、いろいろな体制がございます。

一般施策の生活支援ショートステイについては、認定を受けていない方が何らかの緊急の状態になったときに利用する施策で、市町村特別給付の緊急ショートステイについては、介護認定を持っている方が、なかなか利用調整がつかなくて、緊急対応する場合に活用するものということで、様々な状況で緊急事態に対応できる体制を整えているということでございます。

橋本 会長… 行政としては、いろいろな形のサービスを用意しているということであるかと思えます。そのほか御質問ございましょうか。

富井 委員… 17ページの事業計画との比較で達成率100パーセントを切るというところで、コロナの影響があったのではないかというお答えでしたが、こちらは、第8期の3年間ではなくて、令和5年度に限っての集計なのかなと思って拝見しております。特に訪問介護については、事業者側がヘルパーさん不足でそのニーズに対応できていないということでの事業計画に対しての達成率86.8パーセントではないかと私は感じますが、その辺、どのようにお考えか、お伺いしたいのが1点目です。

それから、先ほどの緊急ショートステイサービスですが、もし利用できるのであれば、迷い人の方で警察に保護されている方が、ベッドもないような厳しい環境の中で1泊とか保護されているような状況で、そういったところでの活用ができないのかどうかということ、ここで質問することではないかもしれませんが、そういった使い方もあるのではないかなと思いました。

それから、19ページの要介護認定申請受付・認定調査件数等の状況について、介護認定審査会に出席させていただいていて、2号被保険者の方の認定が増えているのではないかなという印象があります。そういった2号被保険者の方の認定の傾向が、もしお分かりになるようでしたら教えていただけないでしょうか。

橋本 会長… 事務局、お願いします。

澤田 課長… 3点、御質問いただいたものかと思えます。

1点目の訪問介護につきまして、ヘルパーさんの不足というのは、当市に限らず、全国的な傾向であるというところで、個々の事業所に詳細に聞き取りをしているわけではないのですが、単純な利用控え以外にも、そういった人員による影響もあると思っておりますので、人材確保についても、

今期は大きな課題として考えております。そのあたりの情報を収集しながら、具体的にどういった支援が市としてできるかを考えるべき課題かと認識してございます。

2点目の緊急ショートステイサービスについて、迷い人のような方がいらっしゃるときの対応についてですが、当市では生活福祉課において初期対応を行いまして、居所の確保などを行うことがございます。

その際に受け入れ先が見つからない、直近での事例として、夕方5時付近でそういう情報が舞い込んだときに、介護事業所の方が退勤してしまっていたりとか、病状がないから入院もできないみたいなところで、緊急ショートステイの利用を検討したこともありましたが、コロナの検査ができていないと受け入れができないといったことで利用ができませんでした。

結果的に居場所は確保できたのですが、まず主導としては、生活保護のほうで対応しているという現状がでございます。基盤の1つとして、こちらの緊急ショートステイでベッドを確保している分もございまして、コロナ禍で利用が難しい状況もありましたが、今後については利用が伸びることも考えられます。

佐瀬 係長… 3点目の2号被保険者の傾向についてですが、しっかりとデータで分析したということではありませんが、日々の業務の中で多く見る傾向というところで、2号被保険者の方の場合、必ず特定疾病をお持ちの方となりますので、この特定疾病がパーキンソン病、脳血管疾患が多く、一番多いのは末期がんという印象があります。

橋本 会長… そのほかいかがですか。それでは、昨年度の事業の報告をお受けしたということになります。国分寺市1年間で介護保険事業にかかるお金が約93億円ということで大変なお金になります。もちろん国の負担、都の負担、市の負担、それから利用者の負担、全部合わせてということですが。

② 介護保険事業計画サービス見込量進捗管理票（令和5年度）について

橋本 会長… 報告事項2の介護保険事業計画サービス見込量進捗管理票（令和5年度）について、御説明よろしくお願いたします。

木田 係長… 資料3の1ページを御覧ください。先ほど決算の御説明をさせていただいておりますので、内容が重なる部分もありますが御容赦ください。

令和5年度の認定者数につきましては、計画値6,056人に対し実績値が6,017人と、ほぼ計画どおりとなっております。

介護サービスの受給者数につきましては、居宅サービスが毎月3,100人前後、地域密着型サービスについては毎月740人前後、施設サービスが毎月560人前後となっております。

介護予防サービスの受給者数につきましては、居宅サービスが600人台の前半から徐々に年度末に向け増加しているような状況、地域密着型サービスについては、毎月3人前後となっております。

2ページ目以降が令和3年度から5年度のサービス種類別の給付実績となっております。こちらは令和5年度の実績値と計画値の間で10パーセント以上差異がある項目を中心に、表の右側に説明を追記させていただいております。

私からは、全体的なところの説明をさせていただければと思いますが、ここから4ページの上段までが介護サービス給付費で、4ページの下段から6ページの上段までの介護予防サービス給付費については、全体として令和3年度から令和5年度にかけて増加をしている状況です。

6ページの下段のその他の給付費については、主に利用者負担軽減の給付になります。こちらについては、令和3年度から令和4年度にかけては少し減少していましたが、令和4年度から令和5年度にかけては増加をしています。介護サービス給付費と介護予防サービス給付費、その他の給付費の全体で見ると、令和3年度から令和5年度にかけて、徐々に増加をしています。

7ページ上段の地域支援事業費については、こちらも令和3年度から令和5年度にかけて、徐々に増加しているという状況です。下段の市町村特別給付費、先ほどお話に出た緊急ショートステイと、送迎サービスですが、送迎サービスについては、令和4年度から令和5年度にかけて少し減少しているという状況です。緊急ショートステイについては、先ほどお話ししたとおり、多くの実績があるわけではございませんので、実績としては横ばいの状況です。

簡単ではございますが、報告は以上となります。

橋本 会長… 令和5年度のサービスの進捗状況の御報告でありました。よろしいでしょうか。それでは、御了解いただければと思います。

③ 令和5年度介護保険に関する苦情概要について

橋本 会長… それでは報告3、令和5年度介護保険に関する苦情概要について、御説明をお願いいたします。

木田 係長… 資料4を御覧ください。

まず、グラフの左上、年度別苦情受付件数の推移につきましては、令和5年度は11件で、令和4年度、その他の年度からすると、やや少なかったという状況でございます。右上の苦情受付件数の月別推移については、特に突出した月はありませんでした。左下については、申立人の分類については、11件中の9件が家族で、苦情のほとんどは御家族からというこ

とになります。右下は、苦情内容等の分類になりますが、11件のうちの8件はサービス提供や保険給付に関することとなっております。

2ページに、苦情内容の概要を載せております。同じような内容については、まとめて記載をさせていただいているものもございます。

また、利用者は市内に限らず市外の事業所も利用されますので、市内、市外合わせた苦情の内容となっております。内容によっては、丁寧な意思疎通ができていたら苦情にはならないようなものも幾つかはあったのではというところを感じております。

簡単ではございますが、報告は以上となります。

- 橋本 会長… クレームであります。令和5年度は全部で11件あったということですので。内容も含めて御質問でございますでしょうか。
- 岡部 委員… 苦情の窓口というのは、どこなのですか。
- 木田 係長… 基本的には幾つかございまして、まず第1に、その事業所で苦情受付窓口を設けています。あとは、市町村の窓口、そのほか国民健康保険団体連合会というところでも苦情を相談することができます。
- 橋本 会長… この報告の件数は、保険者としての市にあった苦情ということですよ。
- 木田 係長… こちらの件数は、市で受け付けた苦情の件数になります。
- 加地 委員… 参考程度にお伺いしたいのですが、苦情内容等の概要の下から3つ目に「施設入所中に骨折があり、当日の記録をもらったが原因がわからない」とあり、対応等として「市の対応を希望されなかったため、傾聴に留めた」と記載がありますが、仮に市の対応を求められたときは、どのようなアプローチの仕方があり得るのですか。
- 木田 係長… その苦情を申し立てた方の御要望にもよりますが、個人の名前を出して構わないということであれば、事業所のほうに話をお伺いして、どのような状況だったのかというところを確認させていただくところからかなと思います。
- 加地 委員… 基本的に紛争の仲裁はできませんよね。なので、できる範囲で協力をすると、そういう趣旨で理解しました。
- 木田 係長… そうですね。どちらが正しいという立場ではないので、状況を確認させていただいて、運営基準に照らして、事業所の対応が適切でなかったのであれば、そういったところの指導はできるかと思っておりますので、そのようなことを丁寧に対応するといったところをお話しさせていただいております。
- 橋本 会長… 介護事故のことについては、なかなか現場では厳しいところがあるのですが、清水委員、何かそういうことでお気づきというか、お考えというか、事例でもいいですが、何かあればお願いします。
- 清水 委員… 私は入所施設に従事していますが、施設に預ければ必ず安全というものでもないですよということを、入所の際に必ず伝えるようにしています。

御自宅で転倒してしまうように、施設に入所してからであっても転倒するリスクはつきまといます、と。特に夜間は、職員がほかの方のケアに入っていれば、物理的に対応できない時間帯がどうしてもあるので、そういった事実というのでしょうか、現実をしっかりと伝えておかないと、施設に入れば安全で、誰かの見守りは必ずあると勘違いされてしまうときもあるので、あらかじめそういった説明をします。例えば転倒、骨折みたいなことと言えば、今の状況がどのようなレベルにあって、転倒の危険性が高まっていますということ、施設のサービス計画上で説明をして、同意を得て、なおかつ日々の変化についても丁寧に説明をするということは、事業所として求められます。

あとは、御家族様の気質とか、理解度というのでしょうか。考え方がすごく偏ってしまっていたりとか、年配の方でそういったことの説明になかなか理解を得られない方もいらっしゃるんで、そういった方に対しては伝えてあっても聞いていないとか、そんなはずではないということが残念ながら起きてしまうこともあります。

橋本 会長… なかなか現場は厳しいところがありまして、拘束などについては基本的に禁じられているわけですが、御家族にしてみれば、例えば車椅子で安全ベルトをして落ちないようにしてほしいという希望があっても、現場ではそうできない。結果的に滑り落ちてしまったりして、骨折ということも実際はあるのですね。

そのときに施設側も非常に困るのですが、御家族とのコミュニケーションが大切です。納得できないと、苦情だけではなく、裁判になるケースも少なくありません。好ましいことではないのですが、結果的には裁判になるということがあるということも、現場では、すごくそのことを思いながら仕事しているということも申し上げておきたいと思います。

横田 委員… この報告書の数字11件というのは、市に相談があった件数ですので、これだけ見ると、人材不足という中で件数が比例せずにごく減っていて、いいことだなと思ったのですが、実際、市のほうに報告が来ない苦情、例えば事業所単位で何か苦情があった場合に、市のほうへ集約するような仕組みというのはあったりするのでしょうか。

橋本 会長… 第1の窓口は施設というか、現場で苦情対応というのは決まっていますので対応するのですが、その報告は市には上がってくるのですか。私自身、あまりそれは承知していなかったのですが、いかがですか。

木田 係長… 事業所で対応し切れないことであれば、市に相談があるということはもちろんございますし、先ほどの事例の中にもあるような、骨折だとか、そういった事故に関わるようなものについては、事故報告という形で市のほうに報告がございますので、そういったところで把握していくことになり

ます。

橋本 会長… 事故報告は、必ず市、保険者に出すことになっていますので。それが苦情になるかどうかというは、状況によっていろいろですが。そのほかいかがでしょうか。山口副会長、何かこのこと、苦情のことでお感じのことがあれば。

山口 副会長… まず一番最寄りの事業所に相談されて、それでもなかなか適切な対応をしてもらえなかったときに、市や、国民健康保険団体連合会、さらに、都道府県の社会福祉協議会の中に、福祉サービスの相談窓口もあったりということで、私も、ある県のその委員をやっていましたが。そういうところまで上がってくると、かなりこじれてしまっているので、なるべく最初の対応で誠実に御理解いただけるように説明をしていただいていたということが、先ほど訴訟といった話もありましたが、そこに至る前に対応できることもあろうかと思えます。この11件を少ないと取るのか、ほかに苦情が行っているのか。全体がちょっと分かりませんが、気づいたら、すぐ聞きやすいような、あるいは苦情が出しやすいような環境を作っていくというのが、事業所でも、また市でも大事なのかなと思って聞かせていただきました。

橋本 会長…それでは、この件については以上といたします。

④ 令和5年度介護支援ボランティア制度の実施状況について

橋本 会長… それでは、報告4、介護支援ボランティア制度の実施状況について、御説明よろしくをお願いします。

清水 係長… 資料5を御覧ください。1の介護支援ボランティア制度の概要にありとおり、介護支援ボランティア制度は、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献をしていただくことによって、高齢者自身も地域の中で元気に過ごしていただくことを目標としております。

対象者は、第1号被保険者、65歳以上の方としております。

3のポイント換金につきましては、介護支援ボランティアの方にそれぞれ手帳を交付しまして、介護保険施設等で実際に活動をしていただいたときに、1時間程度の活動に対して、スタンプ1個を押します。こちらのスタンプの数に応じてポイントが付与されて、1ポイントにつき100円で換金ができるという制度となっております。

2の介護支援ボランティア登録者数ですが、昨年度は、新たに42人の方に御登録を頂きました。登録を更新していただいた方と合わせまして、合計で現在82人となっております。

3の活動実績については、現在、33の施設に御登録を頂いておりまして、活動回数については、1,290回となりました。

4のポイント換金実績ですが、昨年度は21人の方がポイントの換金を

行って、合計で5万1,600円分の交付となりました。

簡単ですが、御報告は以上となります。

橋本 会長… 何か御質問ございますか。これは社会福祉協議会への委託事業となっておりますので、小川委員、何かこの事業についてお感じのことや、お気づきのことがございましたらお願いします。

小川 委員… 説明会と研修会を開催しています。たくさんの方に知ってもらって、まずは介護支援ボランティアとして登録してもらって、このように考えているところです。換金ポイントというところもあるのですが、実際に体を動かしたり、生きがいという部分でも非常に効果があると社会福祉協議会のほうも考えています。

橋本 会長… やはり、この事業も新型コロナウイルス感染症の影響はございましたか。

小川 委員… 当然ありましたが、感染症法上の位置付けが2類から5類に変わったことで、説明会の参加人数が増えていると聞いています。

橋本 会長… 何か御質問よろしゅうございますか。

⑤ 令和5年度介護未経験者研修費用補助金交付事業の実施状況について

橋本 会長… 報告5、令和5年度介護未経験者研修費用補助金交付事業の実施状況について、御説明よろしくお願ひいたします。

清水 係長… 資料6を御覧ください。概要1の目的の記載にあるとおり、主に介護の仕事について未経験者の方を対象に、市内事業所で就労するに当たって、研修の費用を補助して介護人材の確保を図る事業となります。

補助の対象となる研修につきましては、介護職員初任者研修と生活援助従事者研修の2種類となっております。どちらも介護に関する資格の入門編のような研修となっております。

対象者は、研修を受講してから3か月以内に市内の事業所に就業し、かつ、3か月以上継続して働いていらっしゃる方が対象になります。

補助金上限額は、6万6,000円となっております。

続いて、2の補助金交付実績ですが、年度によりばらつきがございますが、昨年度は令和4年度とほぼ同様の3人の方に合計で17万5,000円の交付を行っております。令和5年度につきましても、補助金を申請された方は、全員、初任者研修を受講されておりました。生活援助従事者研修を受けられた方はいらっしゃいませんでした。

なお、こちらの事業につきましては、東京都から4分の3の補助を受けて実施をしております。

簡単ですが、御報告は以上となります。

橋本 会長… 介護人材確保ですね。こういう取組もあるということですが、御質問ございますでしょうか。よろしいですか。都の補助事業でもあるし、こうい

う事業のPRをもっとして、4人とか3人とかではなくて、桁が1つ増えるような形になってほしいなという希望がありますよね。

清水 係長… そうですね。啓発はしておりますが、力を入れて、もう少し実績を増やしていくような形で進めたいと思います。

橋本 会長… よろしく願いいたします。

⑥ 令和5年度介護サービス相談員活動報告について

橋本 会長… 報告6、令和5年度介護サービス相談員活動報告について、御報告をお願いいたします。

計画・事業推進係 大嶽… 資料7を御覧ください。こちらも例年御報告しているものになります。

まず、1の介護サービス相談員派遣事業の目的としましては、介護サービス利用者の疑問、不満等を受け付け、サービス提供事業者や市との橋渡しをすることで、市内の介護サービスの質的向上に資することを目的としております。具体的には、訪問施設を1か月に1度、相談員がペアで訪問し、利用者から直接お話を伺ったり、施設の中を見回ったりすることで、気づきを得るものになります。その内容について、報告書の形にまとめて御報告をいただき、それを各施設にフィードバックをするという活動を毎月行っています。

実施の根拠につきましては、資料に記載のとおりです。3の介護サービス相談員数につきましては、令和5年度末時点で18人となっており、1年前と比較して3人増加しております。4の訪問施設についても、資料に記載のとおりとなります。

5の令和5年度活動状況です。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月から令和5年4月まで施設への訪問活動を休止していましたが、訪問対象施設と協議を行い、令和5年5月より利用者から直接相談を受けることが可能となった施設から、順次、施設訪問活動を再開しております。なお、訪問時には、事前の検温やマスクの着用などの感染症対策を行っております。

訪問は、先ほども御説明したとおり、2人1組のペアで1施設当たり1か月に1回行いました。施設ごとの訪問回数と、訪問した介護サービス相談員の延べ人数は資料に記載のとおりとなります。今後も施設と協議を行いながら、訪問活動を継続していきたいと考えております。

簡単ではありますが、御報告は以上となります。

橋本 会長… 何か御質問ございますでしょうか。この活動は、利用者の方に直接お話を伺うわけですね。

計画・事業推進係 大嶽… はい。おっしゃるとおりです。

橋本 会長… その主な結果については資料には載っていないのですが、どうだったの

でしょうか。

計画・事業推進係 大嶽… 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響でおよそ3年間活動を休止しておりましたので、相談員側も施設側も、また一から関係を作っていくという状況です。報告書の内容を見ますと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前は施設にボランティアや外部の方がいらしてイベントがあったりということがありましたが、なかなかその受入れが進んでいなくてつまらないというお声を頂いております。そのような中でも、施設の職員は施設内の壁の装飾を季節に応じて変更したり、利用者が書いた書道の展示をしたり、利用者が活動している写真などを壁に展示したりというように工夫をしているということは相談員から報告を受けております。様々な制限がある中でも、施設の職員の工夫によって、利用者が過ごしやすい施設になっているのではないかと考えております。

橋本 会長… この辺にも新型コロナウイルス感染症の影響は非常にあって、ボランティアが施設内に入れなくなったとか、いろいろな活動も制限されてきました。現在では再開されてきてはいるのですが、この介護サービス相談員の活動も今後ますます活発になってほしいなという気がいたします。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。

⑦ 公設民営介護保険事業所の機能の見直しについて

橋本 会長… 報告7、公設民営介護保険事業所の機能の見直しについて、御説明をお願いいたします。

澤田 課長… 資料8を御覧ください。現行の第9期介護保険事業計画におきまして、先ほど給付実績の報告の際にもお話ししましたが、リハビリテーションのニーズが高い中、医師の配置が必要である通所リハビリテーション事業所の拡大が困難であるといったところに、機能の強化を目指すというところを計画に盛り込んでございます。

具体的な手段としまして、現在、公設民営の通所事業所が2つあるのですが、このうち地域密着型通所介護の定員を、同じ場所で実施している通所リハビリテーションの定員に統合するといった形で運営を一本化し、もってリハビリテーションの機能の強化をするという取組を行います。6月に市議会へ諮り、地域密着型通所介護事業所の廃止条例が可決されまして、11月1日施行になるのですが、先ほど申し上げました事業所の統合が正式に決まりましたので、御報告をいたします。

資料の表面、「2. 対象事業所」にありますとおり、一般財団法人国分寺市健康福祉サービス協会が実施している2つの通所事業所を、記載のとおり、段階的に定員を移行して増員を図ってきたところなのですが、網かけ部分にありますとおり、令和6年11月1日には地域密着型通所介護事

業所の定員はゼロになり、その分を通所リハビリテーションのほうに増員して一体化するというので、現在、最終的な調整を進めているところでございます。

スケジュールにつきましては、資料裏面の表のとおりで、現在、7月には通所介護の利用者様に対して、サービスの移行に伴う利用移行、別の通所介護事業所に移られるかどうかの調整をするということで説明を実施し、順次、サービス移行について、進めているという状況でございます。

また、サービスの移行につきましては、現在、通所介護を利用されている皆様に不利益、御負担がないよう、運営法人とともに丁寧な説明、対応に努めてまいりたいと考えてございます。

説明は以上となります。

橋本 会長… 何か御質問ございますでしょうか。八木委員、前にも御発言があったかと思うのですが、通所介護はほかにもたくさんある中で、リハビリテーションの要望が多いということで、公設民営施設のリハビリテーションを強化するために通所介護の定員をそのまま持ってくる、そういう条件もそろったということかと思いますが、何かございますでしょうか。

八木 委員… 訪問系のサービスというのは、私たちは御自宅にお伺いしますが、特にリハビリにおいては、自宅でのリハビリをずっと継続するのではなく、なるべくまた外に出られるように、自立した生活を送っていただけるようにというのが大きな目標になっております。

自宅でのリハビリではなく、外に出たのリハビリに目標を置いてやっていきたいというところがあっても、なかなか受け皿がないという現状がありましたので、このような通所のリハビリテーションの受入れが増えるというのは、すごくいいことだと考えております。

橋本 会長… ありがとうございます。奥山委員、いかがでしょうか。

奥山 委員… リハビリのニーズはまだまだ大きいと思うので、公設民営だけではなく民設民営でもできるところが増えるといいなと思います。

橋本 会長… ということで、ニーズに応じた変更を公設施設でやるということで、ここで報告させていただいたということでございます。御了解くださいませ。

干場 委員… 確認させてください。通所介護を廃止して、通所リハビリテーションにする、そういった事業所の統合とか廃止というのは簡単に決められることなのですか。

橋本 会長… これは公設民営施設なものですから、これに限って言えば、市が決めていることだから、それを変えるにはそれなりの手続きが要するという、だから議会の承認まで必要だということですね。

ただ、一般的に介護保険事業所を開設するとか、統合するとか、閉鎖するとか、基本的にはその法人の理事会が決めることです。

干場 委員… 事業所として経営が成り立たなくなったらやめますというのは、実際ありますよね。

澤田 課長… こちらの建物、いずみプラザの中で、国分寺市健康福祉サービス協会が介護老人保健施設、地域密着型通所介護、通所リハビリテーションと、様々な事業を展開しているところなのですが、公設で、市の建物で事業を展開しておりますので、そちらについては公設だからできること、公設だから担うべき機能というものについて、ここ数年、運営法人を交えて議論を重ねてきたところでございます。

その中で、先ほど触れましたが、通所リハビリテーションは通所介護と違って、基準として医師の配置が必要になるもので、病院や、あるいは、こういった介護老人保健施設といった、もともと人員基準として医師がいるところに併設をしないと採算が取れないので、新しい事業所を作ることが難しいという背景がございました。

先ほど会長もおっしゃっていましたが、通所介護事業所というのは、民設で比較的たくさんできるもので、基盤は市内に整っているのですが、それを、公設で今後続けるべきなのか、あるいは、整えるべき、ほかにニーズの高い事業があるのではないかとといったところを、ここ何年も議論を重ねてきた結果で、最終的に通所リハビリテーションを強化するために通所介護事業所と統合しようという流れで、令和4年度以降推移してきた経過がございます。時間をかけて議論して、最終的にニーズに応える形でこのような結論となったという流れがございます。

橋本 会長… この事業はそうですが、一般的に、介護保険の事業所を、例えばデイサービスなどを開始するとか、中止、閉鎖するということは簡単にできるのですかという御質問だったかと思うのですが。

干場 委員… ある程度は理解できるのです。例えば、ヘルパーさんがいなくて、訪問介護をやめますといったような、それはニュースも話題になっているので聞いたことがあります。

今回の事例は、公設民営ということで市役所が話を進めたということで理解できるのですが、一般的に居宅サービスとか、地域密着型サービスとかいろいろあって、この事業をやめて、こちらに統合しますというように、そういうことが簡単にできるのかなと、何か制度的な決まりがあるのかと思っただけです。

澤田 課長… なかなか難しいところもあるかもしれませんが、やはり民設民営の事業所というのはどうしても経営判断というものがありますので、採算が取れない、ニーズがないといった事業は、続ければ当然経営が成り立たなくなってしまう。

逆に、地域にニーズがあると判断される部分については、新しい事業を

起こすといったこともあるかと思います。直近でも、民設で新しい事業所が開設されていますし、実はこの公設民営の通所介護もそうなのですが、もともとは通常規模の通所介護だったのですが、定員を減らしたことで地域密着型に変わるといったことがありました。同様に事業規模を変えて継続するとか、併設するサービスを増やしたり減らしたりといったところは、市場原理がある程度働く中で、地域のニーズ、あるいは採算が取れる事業にシフトするという経営判断が当然あると思うのですが、市のほうでそれに介入する話では決してありませんので、御相談を受けて、御対応させていただくようなことはあるかと思いますが、最終的には、その経営する法人の判断になってくると思います。

橋本 会長… そうすると、それは届出だけでいいのですか。それとも保険者の承認事項でしょうか。

佐瀬 係長… 大きく2つあるのですが、先ほどからお話に出ている通常規模の通所介護となると、東京都が指定権者になるのですが、地域密着型の通所介護であれば、国分寺市が指定をします。その際、新たに事業所を立ち上げる申請をする場合には市の承認が必要になるのですが、変更の場合は、基本的には届出として出させていただくことになります。もちろん、それが基準に合っていないければ市として指摘しますが、基本的には届出になりますので、承認が必要という類いのものではありません。

橋本 会長… よろしいですか。民間は経営が成り立たなければ続けられない、事業が継続できないという場合、それは経営判断で届出でいいという、そういうことで御了解いただければ、よろしいですかね。私も確認できました。

そのほか御質問ございますか。これについては、公設民営の通所介護が通所リハビリに変更になるということで、御了解いただければと思います。ありがとうございました。

⑧ 令和6年度介護保険制度改正について

橋本 会長… それでは、報告8の令和6年度介護保険制度改正について、御説明お願いいたします。

木田 係長… 資料9を御覧ください。1ページ目の中段に概要の記載がございます。

まず、1つ目、費用についてです。特定入所者介護サービス費、これは施設の居住費とか食費を軽減する制度になっていまして、こちらの居住費の自己負担額の限度額と、施設サービス利用の際の居住費の基準費用額について、金額の改正がありました。こちらは、8月から大体60円上がるという変更になります。

2つ目として、これまで地域包括支援センターで行っていた介護予防支援というサービスについて、今年度から、指定を受ければ、居宅介護支援

事業者でも行うことができるようになりました。

3つ目としては、一部の福祉用具、スロープや歩行補助用の杖などについては、貸出しを受けるのか、購入するのかというところを選択できるように制度が変わっております。

そのほかについては、3年ごとに見直しをされる介護報酬の変更ですとか、介護保険料についても変更がされています。

制度改正については、こういったチラシを作成して活用しながら、周知を図ってまいりたいと考えております。

制度改正の説明としては、以上となります。

橋本 会長… 何か御質問ございますでしょうか。基本的に国の制度の変更ということですよ。そのようなことで御理解いただければと思います。それでは、御了解いただけたということにいたします。

⑨ 隣接市の地域密着型サービス事業所の指定について

橋本 会長… それでは、報告9、隣接市の地域密着型サービス事業所の指定について、御説明をお願いいたします。

木田 係長… 隣接市の地域密着型サービス事業所の指定についてということで、資料10を御覧ください。こちらについては、国分寺市民の方が市外の地域密着型サービスを利用いただくために必要な指定の手続きを取らせていただいたという案件で、4件の事業所がございます。詳細な説明については省略をさせていただきます。

説明は以上です。

橋本 会長… 国分寺市民の方が、ほかの市の事業所を使うということの承認ということとであります。御了解いただければと思います。

⑩ その他

事務連絡のため省略

4 閉会

橋本 会長… 今回は、議題よりも報告事項が多かったですが、事務局から丁寧に御説明をしていただきまして、ありがとうございました。皆様方の介護保険についての理解を深めていただけたかと思っております。

それでは、以上をもちまして、令和6年度の第2回国分寺市介護保険運営協議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。